

答 申 第 6 3 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 4 年 9 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和4年4月21日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った、「大矢知・平津事案 安全性確認調査会議3回目議事録（残りのすべて）」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が行った令和4年5月6日付け公文書不存決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるといものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び審査会に提出された意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

大矢知・平津事案（以下「本事案」という。）の行政代執行において、「安全性確認調査会議」の議事録（以下「議事録」という。）は、後世、本事案の検証を行う際に必要不可欠な情報が載っている重要な文書である。特に、第2回及び第3回会議は、支障除去工事完成後の安全性を永久的に認める根拠となる最終決定会議であり、その議事録や資料を廃棄処分することは絶対にあり得ないことである。また、議事録がないということは、本事案の行政代執行による覆土排水工事の根拠がないことにもなる。

平成28年3月に三重県が発行した冊子『「産業廃棄物不適正処理事案における環境修復の取組から得られたもの」～四日市市大矢知・平津事案でのリスクコミュニケーションを通じて～』（以下「冊子」という。）には、議事録が残っていなければ書けないような内容が記載されていること、以前審査請求人が開示を受けた本事案に関する他の文書の中には昭和60年作成のものがあったことなどからも、議事録は廃棄されておらず、存在していると考えられる。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当といものである。

本事案に関する安全性確認調査専門会議は計4回開催されており、議事録はそれぞれ開催年度に作成されている。公文書の保存期間は、三重県公文書管理規程により基準が定められているが、当該文書は「重要な事務事業の基本計画及び実施に関する文書」として、10年保存で取り扱っており、各議事録の廃棄年度は以下のとおりである。

- | | | |
|-----------|-----------------|-------------|
| (1) 準備会 | 開催日：平成17年11月21日 | 廃棄年度：平成28年度 |
| (2) 第1回会議 | 開催日：平成18年1月9日 | 廃棄年度：平成28年度 |
| (3) 第2回会議 | 開催日：平成18年3月26日 | 廃棄年度：平成28年度 |
| (4) 第3回会議 | 開催日：平成18年6月10日 | 廃棄年度：平成29年度 |

審査請求人は、平成 30 年 4 月 14 日付けでも議事録の開示請求を行っており、実施機関は、平成 30 年 5 月 7 日付け環生第 20 - 28 号により、第 2 回及び第 3 回会議の議事録について不存在決定をしている。これは、請求があった平成 30 年度時点において、議事録はすでに保存年限を経過して廃棄済みであり、存在していなかったためである。今回、再度第 2 回及び第 3 回会議の議事録の公文書開示請求が行われたが、前述のとおり廃棄されているため、対象公文書は存在しない。

以上のことから、実施機関として当該公文書について不存在決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、当該公文書は、後世、本事案を検証する際には必要不可欠な情報が記されている重要なものであり、廃棄することはあり得ず、保存されているはずであると主張する。

この主張に対し、実施機関の説明によると、当該公文書は三重県公文書管理規程に基づき 10 年保存としており、第 2 回会議の議事録は平成 28 年 3 月 31 日、第 3 回会議の議事録は平成 29 年 3 月 31 日をもって保存期間を満了していたため、本件開示請求があった時点ではすでに廃棄されていたとのことであった。

また、審査請求人は、①冊子は議事録を基にしなければ作成できないものであること、②議事録は本事案の行政代執行の根拠となる文書であることなどからも、当該公文書が存在していると主張するが、実施機関の説明によると、①冊子は議事録の保存期間満了前の平成 27 年度に作成されたものであること、②本事案の行政代執行は、安全性確認調査の結果などを踏まえ、別途作成している実施計画に基づき行われているものであり、当該公文書が廃棄されたことで根拠となる文書が失われるわけでないとのことであった。

当該公文書が開示請求時点においてその保存期間を経過しており、なお現実に保存していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、当審査会としては、当該公文書は存在しないと判断せざるを得ない。また、審査請求人は、平成 30 年にも当該公文書を含む文書の開示請求を行っているが、当時も実施機関は保

存期間を経過したため廃棄したことを理由として不存在の決定を行っているところであり、今回の決定との間に矛盾はない。

以上のことから、実施機関が公文書不存在とした本決定は妥当であると判断する。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 6 . 2 9	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 4 . 7 . 8	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 4 . 7 . 1 1	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 4 . 7 . 2 2	・ 審査請求人からの意見書の受理
R 4 . 8 . 2 4	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 4 年度第 1 回第 2 部会)
R 4 . 9 . 2 8	・ 審議 ・ 答申 (令和 4 年度第 2 回第 2 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。